

衆議院 環境委員会 議 録 第 十 号

昭和五十九年五月十八日(金曜日)
午前十時六分開議

出席委員

委員長 竹内 繁一君

理事 國場 幸昌君

理事 畑 英次郎君

理事 岩垂壽喜男君

理事 春田 重昭君

理事 榎本 和平君

金子原二郎君

戸井田三郎君

林 義郎君

上野 建一君

斉藤 節君

藪仲 義彦君

藤田 スミ君

出席政府委員

環境庁長官官房

長官官房

審議官

環境庁企画調整

局長

環境庁水質保全

局長

委員外の出席者

議 員

農林水産大臣官

房公害環境保全

対策室長

農林水産省農畜

園芸局農産課長

農林水産省畜産

局畜産経営課長

林野庁業務部業

務課長

水産庁研究部漁

場保全課長

通商産業省立地

公害局工業用水

課長

通商産業省立地

公害局公害防止

指導課長

建設省計画局環

境管理官

建設省都市局下

水道部下水道企

画課長

建設省河川局河

川計画課長

環境委員会調査

室長

小澤 普照君

山添 健一君

糟谷 晃君

廣瀬 定康君

緒方 啓二君

黒川 弘君

陣内 孝雄君

綿貫 敏行君

委員の異動

五月十七日

辞任

金子 みつ君

補欠選任

松沢 俊昭君

同日

辞任

松沢 俊昭君

同日

補欠選任

戸井田三郎君 田村 元君
中村正三郎君 渡辺美智雄君
天野 等君 山本 政弘君
上野 建一君 上坂 昇君

本日の会議に付した案件

湖沼水質保全特別措置法案(内閣提出第四八号)
湖沼環境保全特別措置法案(岩垂壽喜男君外二
名提出、衆法第二七号)

○竹内委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、湖沼水質保全特別措置法案及び岩垂
壽喜男君外二名提出の湖沼環境保全特別措置法案
の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許し
ます。天野等君。

○天野(等)委員 湖沼水質保全特別措置法につ
きまして、環境庁長官にお尋ねしたいのでござい
ますが、この法案に關係しまして環境庁の方から
いただきました資料の中に、湖沼の水質汚濁の状
況ということで環境基準達成率の推移を示す表が
ございます。これによって見ますと、昭和五十七
年度で湖沼の基準達成率が四一・七%、それに対
して河川が六五・三%、海域が一・三%でござい
ますけれども、このグラフを見ておきますと、当
初の四十九年度に湖沼四一・九%、河川五一・
三%、海域七〇・七%という達成率で、湖沼は実
はこの四一・七%が最高でございまして、最低のこ
ろで三五・二%の達成率というところでござい
ます。

河川、海域は幾らかずつでございまして、ま
たは達成率上昇、湖沼についてはずっと停滞をし
ておる、これは一体どういふところに原因がある

のか、この点をまずお伺いします。

○佐竹政府委員 湖沼につきましては、御指摘の
とおり、海域あるいは河川と異なりましてほとん
ど環境基準の達成率は横ばいでございまして、そ
の原因といたしましては、湖沼がいわゆる閉鎖性
水域である、水が非常に停滞しやすいという自然
条件の特性に加えて、最近湖沼周辺の経済活
動あるいは社会活動が非常に活発化したために
人口が増加する、その結果、水質汚濁防止
法等で規制の対象にならない生活雑排水が流入し
てくる、あるいはさらに、特に養魚池等では畜産
の飼養頭数が非常に増加して、あるいは水産
養殖が盛んになる、その他工場等の増加もござい
ます。そういう社会経済活動が活発化したこと
によって湖沼の汚濁が非常に進み、従来から私ども
も種々対策は講じておるわけでございまして、け
れども、結果的に横ばい、かような状態になって
いるものと理解しておるわけでございまして。

○天野(等)委員 今の答えは、湖沼というもの
の外的な環境の変化といえますか——私、基本的
にはそう変化しておらないのじゃないかと思つて
います。閉鎖水域であることは当然のことござい
ます。湖沼水質保全法は、この十年間をとってみま
しても、特に湖沼水域で人口増とかいうものが進
んだのかどうかということになりますと、必ずし
もそうではないのではないかと。これはもう少し
突っ込んだ湖沼についての対策なり何なりという
ものと關係があるのではないだろうか。今お話し
になられたのは湖沼の水質を保全していくた
めの一つの条件にすぎないものであつて、この条
件の中でどういふふうな水質保全という行政を進
めていくかという問題、これは湖沼にとつては必
然的な条件だと思つておる。そういう中で、そ
れではどういふふうな湖沼の水質保全ということ
についての対策を環境庁としては進めてこられた

のか。湖沼の環境基準達成率というのは非常に低いわけですね。それについて、これは閉鎖水域だから仕方ないということまでだやうてこられたのか。それともこれについての対策を打ってこられたのか。とすれば、どういふうな対策を打ってこられたのか。この点について……

○佐竹政府委員 湖沼につきましては、まず水質汚濁防止法発足と同時に湖沼の環境基準を決めまして、これに基づきCODにより排水規制を行ってまいりました。そのほか特に最近人口が非常に増加する、これは宅地開発が進むということに加えて観光人口等の増加もございまして、こういうものの増加に対応するために特に建設省にお願いたしまして、第五次下水道五カ年計画におきましては、湖沼等閉鎖性水域の水質汚濁の防止を重点的な投資項目に挙げていただいております。同じような思想から五十一年度から特に市街化区域外でも下水道整備が行えるように特定環境保全下水道という制度もおつくりいただいております。わけでございます。しかし、遺憾ながら湖沼の水質改善がはかばかしく進んでいないのは御指摘のとおりでございます。五十七年末には、湖沼富栄養化の最大の原因である窒素、磷についてまず湖沼に環境基準を進めまして、五十八年一月中旬審にその環境基準に基づく排水基準について諮問をいたしておるわけでございまして、現在検討中でございます。

今回御提案いたしました湖沼法と並んでこれらの対策を並行的に進めてまいることによって湖沼の水質改善を図ってまいりたい、かように考えております。

○天野(等)委員 琵琶湖の富栄養化の条例ができたのが五十五年でございすよ。五十七年には霞ヶ浦の条例ができた。国として湖沼の富栄養化に対する対策がおくれをとっていたのではないのか。そのために滋賀県あるいは茨城県では進んだ基準の条例をつくりました。やはり全体として、国の富栄養化に対する対策の立ちおくれがこの湖沼の基準達成率が横ばいであるということにあら

われてきているのではないかと私は思うのです。いかがでございすか。

○佐竹政府委員 確かに湖沼の環境基準の達成率が非常に低い。特に現在環境基準の二倍、三倍に達している湖沼が現存する。それに対して先ほど御説明いたしましたような私どものとった対策では足りなかったんではないか、こういう御指摘は率直に認めざるを得ないわけでございす。ただ、富栄養化の一番の原因になります窒素、磷につきましては、この除去技術等につきまして技術的にもまだ必ずしも十分開発されておらなかった。近時各研究機関等で精力的に研究が進んだ結果、ほぼ経済的にも実用化できるめどが徐々に立ってきたところから、琵琶湖あるいは霞ヶ浦においても富栄養化条例を出され、私どもとしても窒素、磷の規制にも進もう、こういうふうな考えでいるわけでございまして、そのような事情のあることもひとつ御理解いただきたいと思ひます。

○天野(等)委員 結局、富栄養化現象というもののについて、地方がまず取り組んでいった。それから後からといいますが、国がおくれればせながら対策を立て、国全体としての基準値を決めたり排水基準を決めたりというこの関係になってきています。このところには私は大きな原因があると思うのです。

それで、先ほど下水道の問題等もちよとお話がありましたが、これはまた後で建設省の方からもお聞きしたいと思っておりますけれども、今後の富栄養化対策、実は窒素、磷についての告示が五十七年に出たわけでございすけれども、その後実質的にこれが効力を発生するような形にまだなっていない。また五十六年に出された中公審の答申でもこの富栄養化対策については出てくるわけだけれども、しかし、これもいまだに現実的に効力を発生するところに来ていない。こういう現状の中で、この湖沼水質保全という名前を掲げても羊頭肉で、湖沼の水質保全に於いての一番重要な点がまだこの法案の中でも抜けているのではないか、この対策がいまだになさ

れていないという気がするのです。八月ごろをめどにというお話をすけれども、今まで窒素、磷の基準についてなかなか打ち出せないというのには何の理由があったんでございすか。

○佐竹政府委員 幾つかの問題点があるわけでございすけれども、一つは、現在湖沼で問題になっております淡水赤潮あるいはアオコの発生、こういうものと窒素、磷濃度の関係というのが科学的にも非常に未解決な問題が一つある、こういうふうな点についてもいろいろ議論が重ねられている点でございす。

それからまた、実際に排水規制をやることになりまして、非常に多数の業種が窒素、磷を排出しているわけでございす。この業種は大体五百八十くらいあるわけでございすが、それらにつきまして、私どもが今の環境基準を基準にいたしましてつくりました排水基準に果たして適合できるかどうかというこのチェックが必要になるわけでございまして、それが経済的に短期間に達成することが無理である場合には当然ある程度暫定的な基準を設けなければならぬ、こういう問題もございす。それらの点がございまして、実際に中公審に諮問をいたしましたのが昨年一月でございす。現在まで検討が続いているのが状況でございまして、私どもでできるだけ早く結論をいたしたい、こういうふうな考えでいるわけでございす。

○天野(等)委員 それから、湖沼の水質汚濁の面で、これは今の富栄養化とも関係があると思うのですけれども、湖沼の場合に、特定事業場とかそういうような汚染源といいますが、汚染排水を出すのですしうか、そういうようなものと、それから湖沼の周辺の自然な条件から流入してくるいわゆる面源負荷といいますが、そういうもののバランスで、やはり面源負荷というものが湖沼の場合にかなり大きな汚濁の負荷になっていくんじゃないか。これは河川よりも湖岸の延長距離等が大きいわけですし、滞留する。そういう面源負

荷という点で湖沼の水質を考えていかなければいけないのじゃないか。湖沼の周りが山林から農地に変わったり、あるいはそれが市街地に変わっていくというふうなことで負荷量、こういうふうなものについて御検討になっていらつしやるのか、この辺いかがでしようか。

○佐竹政府委員 確かに、点源負荷と並んで面源負荷が相当なウェイトを占めるということが推計されるわけでございす。これは実際に湖沼の中の物質の存在量と、それから特定の、先生今御指摘の点源負荷からの排出量と比べてみますと、どうもいろいろ数字が突き合わない面があつて、これはどうしても農地、山林も含めた面源からの排出量が相当あるのではないかと、こういうふうに見ざるを得ないわけでございす。

ただ、これにつきましては、一面、農地等についてはむしろ窒素、磷の吸収作用を営む場合もあり得るということもございまして、それからまた、排水路でそれらの窒素、磷がどういふふうになつてきているかというふうな問題もございす。これらについては今研究機関等いろいろな研究を重ねていただいているわけでございすが、御指摘のように、やはり面源対策というものを考えていかなければ湖沼の水質改善ができないわけでございまして、特に、全く人為的汚濁負荷のない山の中のダム等でも赤潮等が発生しておりますので、そのような意味で、ただいまの先生の御指摘は私ども今後の一つの重要な課題と考えて研究を進めてまいりたいと考えております。

○天野(等)委員 五十六年に出された中公審の答申、これも湖沼について、湖沼の周辺の環境と一体のものとして考えていく、湖沼環境保全という考え方に立っています。これは水質という点から考えた場合、面源負荷という面を考えていくときに非常に重要な考え方なんじゃないか。今局長もお話しになりましたけれども、点源負荷量のあれを足していても実際の湖沼の汚濁値になつてこないということが現在言われているわけ

○佐竹政府委員 湖沼の周辺環境が湖沼の水質に重大な影響を及ぼすということは、少なくとも環境庁はそのとおり考えているわけでございます。

○天野（等）委員　　そういう点から考えまして、湖

○上田國務大臣　お答之申し上げます。

す。その計画は五年を目標にいたしますが、箇所箇所に応じて必要なものややっていく、例えば下水道が必要なところは下水道をやる、それからまた、しゅんせつの必要なところはしゅんせつをややる、あるいは、し尿処理を急がなければいけないところはし尿処理を急ぐ、こういう計画です」と湖沼周辺にわたって計画を立てていく。その立て

○天野（等）委員 結局、そうなつてまいりますと、

最初に、建設省にお尋ねしたいのですけれども、

○黒川説明員 現在、湖沼周辺につきましては、

五十九年五月十八日

○天野等委員 下水道の少し細かい問題になるかもしれないですが、先ほども水質保全局長のお話の中にもありましたけれども、下水道の終末処理場の関係で窒素、燐を抜くという問題がある。実際問題として、今の活性汚泥法による終末処理のもとではかなり難しいのではないかとということ、いろいろな点で言われておと思うのですが、

たように、まず二次処理区域を拡大するというこ

て——今二〇ないし四〇%という程度です。大体

う終末処理場をつくることによって富栄養化現象

[illegible]

そこで、最近、科学技術庁資源調査所から報告

○上田国務大臣　ただいま局長が申しましたのは

○天野（等）委員 結局、そうなりますと、現在の

100

う点で単に下水処理施設をつくる、下水道を普及させていくだけでは窒素、磷の問題が解決していかない。しかも、それが湖沼の水質汚濁の一番大きな富栄養化の元凶だということになります。今まで生活排水水についてとにかく下水道をつくっていくことだということに考えられていたこともあるかと思いますが、それだけでは湖水は十分きれいにならぬという状況が出てきていると思うのですが、これについて、環境という面から建設省ではどういうふうにお考えになつていらっしゃるのですか。

○黒川説明員 下水道整備をいたしますと、その地域の全体としての窒素、磷を含めました汚染負荷量が減少するわけでございますので、下水道整備によって富栄養化の解消に役立っているという認識は全体として持っております。

具体的に、下水道を整備する場合に二次処理を当面重点的にやらなければならない、湖沼周辺の下水道普及率も二十数%でございますので、二次処理を重点的にやるという考え方が基本だろうと思いますが、具体的な窒素、磷の環境基準などが現在当てはめ作業が進められておりますけれども、個別的に高度処理が非常に効果的であるというふうなところにつきましては、今でも琵琶湖、霞ヶ浦等につきまして一部そういった事業を実施しているところもあるわけでございますので、今後ともこういう態度を堅持しながら全体としての普及率の向上に努めてまいりたいと考えております。

○天野(等)委員 建設省としてこの下水道の普及率を高めていく方針だということはよくわかるわけですが、私たちもそれはそれで進めていっていただかなければならない事柄だと思つていますが、それと同時に、それだけでは湖沼環境の保全あるいは湖沼水質の保全ということには足りないのじゃないかというのを私は申し上げておるのです。その観点から、建設省として一歩突っ込んだ湖沼水質の保全という観点での施策をお考えにならないか、そういう点をお聞きしておるわけです。

○緒方説明員 湖沼の水質保全が国民生活あるいは社会環境上非常に重要であることはもう従前から指摘されているとおりでございますし、また、全体として総合的な施策を講じていかなければならぬことも各方面から指摘されているところでございます。

私もどうしても、このような観点からいろいろな施策を講じているわけでございますが、ただいま説明がございました下水道の整備、あるいは先生もおっしゃっておられました汚泥のしゅんせつあるいは浄化用水の導入あるいは曝気に関する施策というふうな点、いろいろ取りまぜて実施しておるところでございます。

なおまた、湖沼をめぐるいろいろな自然環境の保全、こういったことにつきましても、都市計画法に基づく各種施策あるいは河川法に基づきまして良好な河川管理の実施というふうなところで鋭意努めてまいっておりますでございます。

なおまた、いろいろな新規施策等につきましても検討を重ねておるところでございます。そのようなことで、河川水質の保全あるいは河川環境の保全といった点に鋭意努力してまいっております、かようなことでございます。

○天野(等)委員 建設省が所管していらっしゃる水資源という観点から考えましても、水資源というのは単に水があればいいということではないのは当然でございます。やはりどうやって良質な水を確保していくかということで、今の湖沼の状況あるいは汚濁の進行の状況は建設省としてもかなり深刻に考えなければならぬ状況なんじゃないか。いろいろな手をそれなりに打つが、あるいは足りないのかもしれないけれども、一向にきれいにいかない。きれいにいかないどころか、どんどん悪くなつてきている。これは水資源という観点からもっと深刻に考えていかなければならぬ。

それに関係してですが、例えば湖沼の淡水化、水がめ化というような問題が二、三の地域に出てきております。これと水質汚濁の関係、地元の住

民との間でいろいろな問題も出てきているのじゃないかと思うのですけれども、従来の自然環境を無視した形で水がめ化、淡水化というのは湖沼の汚濁をむしろ進めていくのじゃないかというふうに考えられるのですが、この点いかがでしょうか。例えば、中海とかいろいろございますけれども。

○陣内説明員 湖沼におきます水資源開発におきましては、流入量を単に調節しながら利用するものでございます。したがって、これに伴う汚濁負荷、これは循環、流動して流出していくというふうな性格のものでございますので、水質の変化の傾向に対しての影響はないというふうに考えておるわけでございます。

○天野(等)委員 ということは、入ってきた水はそのままの性質で出ていくんだ、だから、その間に変化はないんだという考え方のように聞こえるわけですね。それで果たしていいのかどうか。環境庁としていかがでございますか。今みたいな形で本当に水質保全ができるのか。

○上田国務大臣 中海の問題を先生お取り上げになつておられるのはなにかうかと思つてございします。淡水化化というのは、本当はなかなか難しい、非常に時間のかかるものであると思つてございします。というのは、児島湾で淡水化化をおやりになられたのでございしますけれども、これは中海と比べますと大分規模が小さいでございますが、入ってくる水も少のうございしますけれども、非常に長い間おかりになつておられるのでございします。そういうことで、中海の場合も相当年月がかかると私は思つてございします。しかし、それによつてそれでは水質が悪くなるかというところになりますと、水質そのものは、海水というか、塩分の相当多かつたものが塩分が少なくなつて、上の方が淡水になつていくということは起つてまいりますけれども、その上の方にたまる淡水にBOD、CODが非常にふえてくるのかというふうなことはちょっと考えられないかと思つてございします。

○天野(等)委員 今長官がいみじくもおっしゃ

ました児島湖の状況でございしますけれども、これは環境庁で出されました説明の資料の七ページにございします。CODの環境基準五ppmですが、五十七年度の測定値九・八です。五ppm、それについて、それに到底達し得ない、二けたになるというところ。これはこの水質保全という観点からいきましたら完全に失敗したのではないかとさえ言えるのではないかと思います。こういうことになつていくのではないかとというのが淡水、水がめ化の危険性ということなんです。いかがでしょうか。長官。

○上田国務大臣 児島湖の例でございしますが、私も児島湖については余り詳しくは存じませんが、でも、児島湖に入つてきております河川、その流域に人口が相当張りつたものでございしますから、その水質が大分悪くなつておるといふようなことはお聞きをいたしておるのでございします。

○天野(等)委員 淡水化によつて水がめにしてしまつたために自然の浄化作用が非常に弱くなつてしまつたことからは来る汚濁というものが、この場合にはかなりあるのではないかとこのように考えられるわけですね。もちろん、児島湖周辺の工業地帯がございしますから、その産業排水等の問題があると思ひます。そうやってかなり長い期間かかつてこしらへ上げた。しかし結局、それが環境という観点から見ると、むしろ悪い方がよかつたと言えようようなものになつてしまつた。そうしたら、やはりこれはもともととところからもう一回考え直しをしなければならぬのではないかと、こういうことなんです、この点で建設省いかがですか。

○陣内説明員 湖沼としてつくつた場合に、あるいは自然湖沼を湖水調節をするような形に変えた場合に、そこで起ります水質の変化現象というのは、これは湖盆の形状とか湖内の流動形態あるいは湖そのものの特性、水利の形態、いろいろな要素によつて変わつてくるわけでございします。したがしまして、私も、そういう特性に応じてしゅんせつとかあるいは浄化用水の導入、これ

は霞ヶ浦でこれから始めるわけでございますが、あるいはアオコの除去とか、いろいろ多様な方法をとってその改善に努めておるわけでございます。

この湖による水資源開発というのは、一方ではその地域あるいは生活のために水の供給は必要なものでございますので、その辺との調和を図りながら、今後とも地域の開発あるいは環境の保全のために努力してまいりたいと思っております。

○天野等委員 まだ建設省にお聞きしたいことはいろいろあるのですけれども、建設省にお聞きしたいのは、環境保全という観点から全体の施策を見直していただくことをぜひともこの機会にお願いしたいと思うわけです。特に湖沼のヘドロのしゅんせつという問題がございいますから、この点ももう少しお聞きしたかったのですが、ちよつと時間がございませんで、何かの機会にまたお尋ねしたいと思っております。

あと農林水産省に。これは霞ヶ浦なんか特徴的で、より目立っている例でございまして、必ずしも一般的とは言えないかもしれませんが、しかし湖沼周辺の農業排水あるいは畜産排水あるいは湖沼の中の水産養殖、そういうものによる湖沼の汚染ということで、農水省としては湖沼の水質保全ということでどういうふうな対策をお考えでありますか。

○吉池説明員 お答えいたします。

湖沼の水質保全を図るということにつきましては、農林水産関係にとって重要なことである、こういうふうにご考えているわけでございます。御承知のように、農林水産業はその生産活動を通じて、国土や自然環境の保全あるいは自然景観の維持、そういう環境保全的な役割を果たしているわけでございます。こういうことからいたしまして、むしろ農林水産業の健全な発展というものは、ひいては湖沼の水質保全につながるものではないか、こういうふうな考え方を持っているわけでございます。

現在湖沼に対する農業関係の寄与がどうなっているかというお話でございませうけれども、達観いたしますと、湖沼によって状況が違つてございいます。多いところで、例えば農業あるいは畜産あるいは水産を含めまして、霞ヶ浦の場合が多いようではございますが、CODで見ますと、その関係で三〇％ぐらいございませうけれども、ほかの湖沼は平均して一〇％前後でなかつたかというふうにご考えているわけです。そういうこともございまして、私も農林水産業の発展と調和を図りつつ、諸対策を進めてまいりたい、こんなような考え方を持っているわけでございます。

以上でございます。

○天野等委員 一番問題になるのは畜産ふん尿だと思つておられる。この農林省としての処理の構想、お尋ねすれば、恐らく農地に還元するのが基本なのではないかとお聞きするのですが、単純にそれでも湖沼の環境保全になっていくのかどうか、その辺はいかがでございませうか。

○香川説明員 お答えいたします。

畜産につきましては私も周辺との環境問題、こういうものが十分調和されていかないと、畜産そのものの発展にも影響が大きいというふうにご考えております。御指摘のように、家畜のふん尿というのは、一方で従来から貴重な土壌還元の有機質資源ということもございまして、私もその辺を重点に対応を考えておるわけでございませう。

ただ、それだけでどうかというお話でございませうが、私もむしろ、従来畜産につきましては水処理をやつていた部分もあるわけでございませうけれども、これは経費的な問題あるいは技術的な問題等で、やはり土地還元ということを重点に考えていかなければならないというふうに思ひます。そういう面での対応を従来からやつております。一つにはそういう指導を、特に今回の湖沼法関連では、その周辺の畜産につきましては個別的、重点的に指導を進めていきますし、また、それに伴う施設の整備、畜舎の整備あるいは機械の整備

等につきましての助成策というものを講じていくということに対応しているところでございませう。

○天野等委員 一例でございませうけれども、霞ヶ浦の周辺で言いますと、あのあたりの窒素で考えまして、必要な作物の標準施肥量でございまして一万五千トンぐらいの窒素肥料が必要だということ、そのうち現実には霞ヶ浦の流域で使用されている化学肥料の窒素肥料を調べたものがあるのですけれども、それによると一万二千二百トンぐらい、それから農林省の方で言われております豚のふん尿を農地還元するのだということと計算をしてみますと、窒素分が五千七百トンぐらい、合わせると一万七千九百トン、三千トンぐらい余計になつてしまつておられる。ですから、単純にふん尿等を肥料として農地に還元していけばいいというわけにはいかない。そうすると、やはりどうしても余分になつてしまふ。それでは、化学肥料の施肥を抑えることができるのか、その辺との総合的な施策を考へることができるとか、その辺の総合的な施策を考へることができるとか、それはしゅんせつというものは解決しないのではないかと。これはしゅんせつしたヘドロの処理の問題でもやはり同じようなことが言えるかと思ひますけれども、この辺で何か具体策がございませうか。

○畑中説明員 先生が今おっしゃいましたように、普通そういうふん尿を還元いたしました、そこへ同じような量の化学肥料を入れれば、当然肥料分としては多くなつてしまつてございませうけれども、むしろ私も今非常に問題にしておりますのは、有機物といふものが、家畜のふん尿とかそういうものは土壌に入らなくなつていくというところの方をむしろ問題にいたしまして、実はこの国会にも地力増進法案という地力を高めようという法案をお願いいたしまして、きょう公布になる日になつておるわけでございませうけれども、そういう意味でまず基本的にはそういう畜産のふん尿等を利用しました有機物、そういうものを土壌に還元いたしまして、それにプラスして化学肥料をどのようによつていくか、これは全国の普及

所に土壌診断室というものをつくつておりますけれども、そういうところで十分な地力診断等をいたしまして、その必要なものをを入れていく。やはり化学肥料はお金がかかるわけでございませうので、できるだけ適正な量を入れていくということではないかと思ひます。

それから、ここ何年かずつと見てまいりまして、水稲などでも非常に収量がふえてきているわけでございませうけれども、窒素肥料いわゆる化学肥料の施用量というものは余り変わつておりません。これはいかにうまく使つていくかという意味で、元肥だけではなくて、それを分けて必要な時期に必要な量だけ入れていくとかいろいろなことをやつておられますので、そういう意味からも家畜ふん尿を土壌還元して、それに合った施肥を適切にやつていくということが私どもの基本でございませうので、そのように指導もしておりますけれども、実現はなかなか難しいという傾向もございませうので、先生の御指摘のような形で指導をしていきたいというふうに思つております。

○天野等委員 実際の今の農業経営の実態から言へば、今の御説明のとおりだと思つております。そんな面倒くさい有機肥料なんかを使つていられるよりは化学肥料でもつてやつてしまふということなので、その辺の対策なしに簡単に、いや畜産のあれは土に戻すのだと言つてみましても、これは湖沼の水質保全という観点から見ますと、全く何の役にも立たぬ、全く何の役にも立たないわけではございません、土の浄化作用というものがございませうから、全く何の役にも立たないというところではないかと思ひますが、それではやはり足りません。その辺で先ほどちょっと私にしました面源負荷の問題も、やはり全体として湖沼周辺の環境をどういうふうにつくつていくかということが重要になつてくるのではないかと思つております。次に、水産の問題なのですが、いわゆる網いけす、これが湖沼の水質に非常に悪影響を及ぼしているのではないかというところがあると言われて

おりますが、農水省の方としてはこれについての対策ございませうか。

○山添説明員 先生がたいま御指摘になりました網いけすの養殖は、魚種はコイの養殖でございしますが、コイにえさをやって養殖している。このえさが残りまして、これが非常に湖水の水質に影響しているということでございます。

私どもこの対策として、一つは、富栄養化防止のための技術開発をやっております。中身は底質の改良試験、それからまた湖の少ないようなえさの開発、それからさらに水産生物、テラピアニロチカとかシジミ等を使つての湖とか空堀の回収試験、こういう技術開発をやっているのが第一点でございます。それから、第一点として、養殖を適正に行つてということで養殖指導針を現在策定中でございます。それから、業界に對しても、食べ残しの少ないような飼料、それから湖の少ないような飼料、こういう新たな飼料の開発、それから投餌の方法も過剰投餌なんかを抑制する技術的な方法、こういうものの開発に努めるように指導しておりますし、さらにはいろいろな水質汚濁を防止するための施設等の整備に對する補助制度等、こういうものを準備しております。また、湖沼の水質保全につきましては、水産の方から申しましても湖沼の水を利用するということで非常に重要な課題でございますので、これらの対策、指導を通じて養殖漁業の健全な発展ということに努力してまいりたいと考えております。

○天野等委員 今お話の中にありましたテラピアというのですか、あれは空堀を食べてしまうのでしょいか。いろいろ話として言われているようですけれども、現実的な効果はあるのですか。

○山添説明員 魚が大きくなるといふことはそれだけ体の中に湖、空堀をとってしまふわけなのでございしますが、このテラピアニロチカはえさを余りやらずに大きくなるということ、水質中の湖、空堀を吸収しているということでございます。

○天野等委員 そういふことで現実に網いけすの水質保全ということで役に立っているのか、役に立ち得るのか。その辺の調査なり研究なりというものは、話としてはいろいろ聞くのですが、実際問題としては行われていないのが実態なのじゃないかと思うのですが、いかがですか。

○山添説明員 私どもこの技術開発試験につきましては、五十七年度から五十九年度、今年度終了ということで今実験をやっておりますので、今年度末には見通しがつかうかと考えております。

○天野等委員 湖沼の水質という点、一番最初にも話がありましたように、非常に難しい条件の中のことはあると思ひますけれども、この対策について各省庁が本気になって考えてもらわないと、私は日本の湖は本当に死んでいってしまうんじゃないかと思うのです。現に死んでいっているのは悪いかもしれませんが、本当に死んでしまっているのじゃないかと言へるような湖沼もあるかと思ひます。私のところの霞ヶ浦なんかもう死ぬ前の瀕死の状況だと思ひますけれども、これを何とか救つてもらふためには本当に各省庁で考えてもらいたい。

その点で、せっかく湖沼水質保全特別措置法というような法案が出ていながら、今年度の環境保全関係の予算を見ますとかなり大幅に減っている。「昭和五十九年度において講じようとする公害の防止に関する施策」の中に出ております環境保全関係の予算は昨年度よりも二百九十億、約三百億近く減つておるわけですね。マイナスイリシグの時代だからということが言ひわけとしては出てくるだろうと思ひます。しかし、どういふ施策を施すにせよ、湖沼の水質を保全していく、あるいはむしろこれを良好なものにしていくというためには、やはりお金がかかることだと思ひます。これにもっと集中してお金を使つていく。それも重点的な形でひとつ対策を立てていただきたい。そのために環境庁長官に環境行政のリーダー役として、産業政策のリーダー役ということまで買つて出ていただく必要があるのじゃないかと思ひます。

うのですが、その辺の長官の考えを伺いたい。

○上田国務大臣 先生のお話のとおり、環境関係の予算が減るということは大変申しわけないこととでございます。したがって、お願いをいたしております湖沼関係の水質をどうしてもよくしていかなければいけない、こういうことからこの法律を出させていただきました。それには対策のいろいろな計画を立てて、先ほど申し上げましたように、各省に皆それを承知してもらつて協力をいただくということで、環境庁は強力に環境行政を推し進めていかせていただきたいというのが私どもの考えでございます。

○天野等委員 これで終わります。

○竹内委員長 次に、春田重昭君。

○春田委員 政府提出の湖沼水質保全特別措置法案につきましては、今日まで本委員会でも種々論議されてきておるわけでございますが、私は本日は時間の都合もあり、基本的なことを再確認しておきたいと思つておるわけでございます。

まず、湖沼の水質の環境基準達成状況についてお答えいただきたいと思ひます。あわせて、汚染されているワーストの湖沼の状況をひとつ簡潔にお答えいただきたいと思ひます。

○佐竹政府委員 五十七年度の公共用水域水質測定結果によりますと、湖沼のCOD環境基準の達成率は四一・七％でございます。環境基準が当てはめられている湖沼は百三十三ございますので、その四十三の湖沼で環境基準を達成しております。残り六十が未達成、かようなことでございます。

それから、水質の悪い順に湖沼を五つ取り上げますと、手賀沼、印旛沼、愛知県の油ヶ淵、静岡県佐鳴湖、霞ヶ浦、こういうことになっております。これら湖沼の水質は環境基準の大体三倍ないし五倍と、大幅に超えているような状況でございます。

○春田委員 大臣は、去る二月二日ですが、湖沼で汚染度全国ナンバーワンの千葉県の手賀沼を視察されたと聞いておるわけでございます。大臣は視察後、記者会見の中で、湖沼法の制定で手賀沼

を浄化へのモデルケースとしたい、こういう抱負を述べられたと報道されておりますが、これはいかなることを指しているのか、大臣の御見解をお伺いしたいと思います。

○上田国務大臣 お答えを申し上げます。私、手賀沼を視察させていただいたのでございしますが、先ほどのお話とございませぬが、まさに死にかけておる湖沼であるという感じがいたしました。

どこが悪いと言ひますと、やはりいろいろな対策を講じなければ水質がよくならないのではなからうか、こういうことを考えたのでございませぬ。まず、余り悪くないところでしたら、新しい良質の水を、つまり血液なら新しい血液を入れるようなものでございませぬが、河川からいい水を入れていふようなことはしなくても、その中で何とかやつていけるように思ひますが、手賀沼についてはもう水質が非常に悪くなつておるから、これはどうしてもし利根川の水を導水して、そして早く悪い水がかわつてしまふように、あるいは薄めていくようにしていかなければいけないのではなからうか。そういうことをしないと、まず、においが取れない、それからアオコがふえるのをとめることができない、こう考えました。それからまた、次にしゅんせつをやらないとヘドロがいっぱいつまっております、このヘドロがやはり水質を悪化させる原因になっておる、そういう対策も立てなくてはならない。次に、人口が非常に集中してきておりますので、生活雑排水が非常に流入をいたしております。この流入をしてくる生活雑排水の浄化を図つていかなければいけない。これには下水道をやらなくてはならない。また、そのほか周辺に人口の集中してない、希薄といひますか、ばらばらとあるような地域に對しても対策を立てる。これにはし尿処理対策を立てたり、あるいはその他の対策を立てていただく。こういうことを考えますと、非常に典型的なものではなからうかと思ひますのでございませぬ。しかも、利用していただいておりますのは、農業用水に、水産に、また、そ

のほかのものにお使いをいただいておりますし、また出口といえますが、利根川に出たすぐ下流において千葉の飲料、水道の水をそこからおとりになっておるということでございますので、手賀沼の水質が非常に影響してくる、こういう状態でございます。

したがって、そういうことを考えると早くやらなければいけないのではなからうか、ワーストワンでございますので、これを一つのモデルといいますか、そういうことで考えて早くよくしていかなければいけない、こう考えて申し上げた次第でございます。

○春田委員 その汚染されている最大の原因は何だと思いますか。

○上田国務大臣 汚染の一番の原因は、私はやはり生活雑排水であるというふうに考えております。

○春田委員 大臣も御存じのように、手賀沼は環境基準五ミリグラム・パー・リットル、五PPmに對しまして、五十七年度COD測定値で二五PPmとなつてゐるわけでございまして、基準の五倍の汚染度であります。我が党の独自の調査を、今週の十四日、十五日、月曜と火曜に調査したわけでございしますが、やはり高いところで二六PPmと出てゐるわけでございまして、ほぼ数値は一致してゐる。このことは、五十七年度の二五PPmと何ら変わつてないということが示されてゐるのです。

そこで、お伺いいたしますけれども、今大臣、いろいろな施策をおっしゃいましたが、この湖沼法の制定によつて、手賀沼の水質を何年くらいで、現在の二五ないし二六PPmをどれくらい下げることができるか、こういうことを私は聞きたいと思つてゐるのです。

○佐竹政府委員 手賀沼につきましては、千葉県におかれまして五十七年に水質管理計画を立てまして、これは考え方として、私どもが今後水質保全計画を立てる際の考え方とは同じような考え方をとつておりますが、これで、当時二二PPmだったわけでございしますが、これを七十年までに

五PPmまで下げたい、こういう計画を持つてゐるわけでございます。

ただ、このためには、現在の下水道の人口普及率が一八％でございますが、これを七十年までに九一％ぐらいまで上げなければならぬ、こういうことでございまして、この計画は県が独自に立てられたものでございしますが、今後この普及率を上げるために必要な投資について建設省にもよく御協力をお願いいたしまして、今後の予算の伸び等の問題もございしますが、大体このような考え方を例へば手賀沼についてはとてま

いりない、かように考えてゐるわけでございします。

○春田委員 今後この法案が制定されれば、当然各地方自治体で保全計画を立てていくわけでございします。したがって、その保全計画に大きな決り手があると思ひますし、さらに、環境庁一省だけではできない問題だと私も承知してゐるわけですが、建設省や通産省や農水省、厚生省等の協力がなかつたならば湖沼の水質浄化はならないということとは私もよくわかつてゐるわけでございします。私はやはりそうした地方自治体任せといひますか、または各官庁があるからということで、環境庁がそれを逃げ口上として消極的になつては何にもならない、いわゆる湖沼の浄化にならないわけでございますので、そういった面では環境庁の強い姿勢が必要だと私は思つてゐるわけでございします。

先ほど御説明があつたように、現在四一・七％が環境基準に達してゐる、あと六割近くが達成してないという状況でございます。そこで、この湖沼法の制定によつて、四一・七％を何年後には何％ぐらゐまで上げていくのだ、そういう目標といたしまして計画というかめど、そういうものはお持ちなんですか。

○佐竹政府委員 これは先生もよく御案内のように、湖沼ごとに、湖沼の性格それから流域の状態等非常にまちまちでございます。したがつて、私ども今後水質保全計画を立てる過程でその辺を具体的に詰めていきたいというふうに考えておりますので、一律に何年後に何％にするという目標

を設定いたしましたけれども、実際に湖沼ごとの特性がまちまちであるというふうなこともございまして、実現の可能性が少ない。逆に一つ一つ積み上げてそういう目標をつくつていきたい、かように考えてゐるわけでございします。

○春田委員 確かに今言つたような理由で、具体的に何年後には何％にするという明確な数字を出すことは難しいとしても、しかし、政府提出の湖沼法案につきましては賛否両論の意見があるわけですが、例えば、内容はいいけれども一歩前進といふか、二、三歩前進であるがゆゑに賛成して通していかうかという意見もありませんし、また反対の意見としては、たとへばこの法案が通つたとしても果たして公共下水道は期待どおり整備されるのか、家庭雑排水や窒素、燐の富栄養化対策等が確立されるのか、こういったさまざまな疑問が出されてゐるわけですね。むしろ地方自治体の方に負担がかかつてゐるのではないかと、こういう声も出てゐるわけでございします。そういった反対の意見を説得するためにも、千葉県が手賀沼は七十年ぐらゐには五PPmにしますということを出してゐますけれども、環境庁自身に、この法案が通れば五年、十年後には四一・七％を少なくとも何％に持つてまいります、そういう決意があつて初めていろいろな事業等ができるわけです。当然環境庁は事業官庁ではございせんし、予算がないから、わからぬことではないのですけれども、そうした環境庁の姿勢といふか、長官の決意次第によつて、この法案だけで果たして本当に湖沼が浄化されるかどうかかわからない面があるわけですが、過去委員会でも論議されましたけれども、そういった環境庁ないし長官の強い姿勢がなかったらば、この法案は絵にかいたもちである、そう指摘せざるを得ないと思つてゐるのです。そういう面で大にう一回……

○上田国務大臣 お答え申し上げます。

先生の御指摘のとおり、実施官庁は各省にまたがっておりますし、環境庁自身が予算を持つておらない。その点におきましては非常に弱みがある

のでございしますけれども、環境庁は調整官庁でございますし、公害対策会議には関係の大臣に入つていただいて、その場においてこの計画が認められるということでございますので、環境庁長官としては、この計画の推進に当たりまして各省に対して徹底的に強く要望をして、実現していくということをやらせていきたいと思つております。

○春田委員 大臣からいみじくも答弁されましたけれども、調整官庁であるという概念は捨てなかつたらいけないと私は思つてゐるのです。環境庁が実施しなかつたらできないのだ、そういう腹を持つていなかつたら湖沼法は何にもならないのです。

そこで、具体的な問題に入つていきたいと思います。環境保全計画は都道府県知事が五年ごとに作成することになっております。もし、五年経過しても実効性がなかつた場合、この法案の見直しというのがあるのですか。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。

先生の御質問のとおり、これにつきましてはいろいろと最善の努力をしてやらせていただくのでございします。特に環境保全とのバランスといひますか、これは今ある法律を使つてやらせていただくということでございます。そういった点にそこができてまいりましたり、あるいは推進が非常に遅いといふようなことも、いろいろな問題が起つてくると思つてございしますが、そういうときには見直しということも考えなければいけないと思つております。

○春田委員 五年でその効果が十分出なかつたとして、この法案が制定されても結果的に余りよくないとなつた場合、十年以内においては湖沼法案の見直しを含めて十分検討する余地があるのではなからうかと私は指摘しておきます。

さらに、この保全計画は都道府県知事が立てますけれども、この計画を立てる費用につきましては国は出さないのですか。

○佐竹政府委員 当面予定しております十湖沼程度につきましては、水質保全計画を立てる新しい手法を開発するという意味で国がそれに必要な費

用を都道府県に委託する、こういう考え方をとっているところがございます。

○春田委員 当面十湖沼ということでございますが、今回の指定湖沼については十ないし二十というところをおっしゃっておりますけれども、どうなんでしょうか。

○佐竹政府委員 今後の予算要求の問題でございますので、今後の検討課題とさせていただきますたいと思っております。

○春田委員 この保全計画に対する費用というのは、地方自治体の要望の大きな項目の一つになっていたわけですね。そういった面でひとつ前向きに取り上げていただきたいと思うわけでございます。

さらに、指定湖沼は環境庁としては十カ所の湖沼名を挙げておられますし、あと十カ所ぐらいを追加して二十カ所ぐらいを考えているみたいでございますけれども、先ほど局長の答弁にあったように、五十七年の調査でも百三の中で四十三が一応達成になっているわけですね。したがって、まだ六十あるわけですから、今回十ないし二十といつても、まだ残りは六十あるわけですね。

そういった面で、予算面もあると思いますけれども、この十ないし二十をもっと広げるという御意思はございませんか。

○佐竹政府委員 私どもは当面十ないし二十というふうに申し上げているわけでございますが、具体的な湖沼につきましては各都道府県と相談して決めていくわけでございます。その過程でその増減ということは当然あり得ることになるかと思っております。

○春田委員 そうしたら、二十湖沼と固定しないで、要するに都道府県知事がどうしても指定湖沼に入れてほしいと言った場合には、環境庁としては若干広げる御意思はある、そう考えていいのですか。

○佐竹政府委員 湖沼の指定につきましては、やはり都道府県知事の申し出が第一の要件でございますが、それと同時にその水の利用状況、汚染の

進み程度というような客観的な指標も考えなければならぬわけでございますが、そういうことを総合的に勘案して、先ほど申し上げましたように、増減することは当然あり得るということでございます。

○春田委員 いずれにいたしましても、五十七年の調査段階では環境基準未達成の湖沼が六十あるわけですから、二十と固定しないで、さらに広げていただきたい、私はこう要望しておきます。

次に、湖沼に流入する事業所の窒素、磷の排水規制の設定でございます。

中央公害対策審議会に昨年一月に諮問されました答申されていない。当初、この答申につきましては昨年末と言われていたわけでございますけれども、それもできなくて、次にことしの六月までには答申する、こういうふうに言われたわけでございますが、六月もだめみたいで、この国会では夏ごろと答弁されているわけでございます。

夏といつても六月から九月まであるわけでございます。一体何月ごろを具体的に指すのか。詰めの段階に入っているとは思いますが、大体何月ごろなのか、明らかにしていただきたいと思っております。

○佐竹政府委員 まことに恐縮な点でございますが、八月ないし九月ごろまでにやれば、この湖沼法を成立させていただいた後に水質保全計画が実際に動き出しますのに間に合うというふうに考えております。何とかそれに間に合わせてまいりたい、かように考えております。

○春田委員 湖沼法の制定とリンクするような新しい設定の時期にしたいなと思っております。

ところで、排水基準でございますが、伝えられるところによりますと、各省との協議がありますので相当後退といえますか、緩やかな規制になつていくのではなからうかと言われているわけでございます。例えば地方自治体では滋賀県や茨城県が条例等で窒素、磷の排水基準を設けているわけでございますが、御案内のとおり、滋賀県は窒素

につきましましては新設で八ないし二五ppm、既設で八から三〇ppm、磷は新設で〇・五から五ppm、既設で〇・八から五ppmとなっておりまして、茨城県も窒素の場合は新設で八から二五、既設で二ないし五〇、磷は新設で〇・五ないし三ppm、既設で〇・五ないし五ppmとなっております。

こうした地方自治体のいわゆる先進例があるわけでございますが、この八月ないし九月に出てくる国の排水基準、全国一律ですから、これと比較した場合、相当緩やかになると思っておりますが、どんなものでしょうか。

○佐竹政府委員 具体的な数値は現在中公審で検討いただいているところでございますが、私どもの考え方としては、一般家庭排水、これは尿浄化槽で浄化されたし尿排水と雑排水を込みにした数値でございますが、これとバランスをとっていただきたい、その程度にはきれいにしてお出しいたいただきたい、こういうのが一つの考え方でございます。現在BODについてもそのような考え方で全国一律基準を決めているところでございます。

したがって、現在までの議論の過程ではございませうけれども、中公審の排水基準専門委員会においても大体お認めいただいているわけでございます。そして、そのようなことになりまして、今先生から御指摘のございました霞ヶ浦ないし琵琶湖の規制値よりは若干緩目になるわけでございます。

それについては各都道府県においてその湖沼の特性に応じて上乗せの基準値を設定する、水濁法上かようなことになるかというふうに考えております。

○春田委員 若干緩目になるところが大幅に緩目にならないように、ひとつ環境庁として十分その協議の場で主張していただきたい。当然各省との協議が必要でございますのでわかりますけれども、妥協の産物としてあつてもなくともいいような環境基準で決着がつかないように、あくまでも公害防止、環境を守っていくという環境庁の強い

姿勢で排水基準をつくっていただきたい、こう思うわけでございます。

環境庁は先ごろ「公害の状況に関する年次報告」、通称環境白書と言われておりますけれども、これを国会に提出されたわけでございます。その中には、環境は一時の危機的状況からは一応脱し、全般的には改善されている、こういうように載っているわけでございますけれども、こういった認識では困るのでございまして、環境庁はその保全には毅然として対処していただきたい、こう思うわけでございます。

時間がございますので、もう一点だけお尋ねしますけれども、湖沼の汚染の最大の原因は何といつても生活雑排水なんですね。長官もおっしゃっていたように、千葉県の手賀沼はその汚染の七五%、滋賀県の琵琶湖では五七%、茨城県の霞ヶ浦では五二%となっております。この生活雑排水対策として、各家庭では共同で処理施設を、升なんかつくっているわけでございますが、こうした施設につきましては、地方自治体では助成はしておりますけれども、国ではやっていない、こういう状況なんですね。何とか国としてこうした

いわゆる処理施設につきましても、汚染の最大の原因が家庭雑排水であるがゆえに、前向きで取り組んでいただきたい、私はこう思うわけでございますが、どうでしょうか。

○佐竹政府委員 御指摘のとおりでございます。関係省庁もほぼそのような認識を持っております。そのような点から、厚生省におかれましては今年度から生活雑排水専用の処理施設についての助成の道を開かれたわけでございます。また、農林水産省の集落排水整備事業も先生今御指摘のような事態を解決するのにも役立つかと思つてございまして、これらの事業の湖沼周辺における活用について関係各省に強くお願いしてまいりたい、かように考えておるわけでございます。

○春田委員 厚生省が五十九年度から補助の対象にしたわけでございますが、これも百人以上の施設については補助の対象にしたわけでございますが、

て、百人以上と限らず、これは各家庭でもつけておるわけでございますから、この枠を拡大してもっと下げるべきだ、環境庁としてどんな厚生省に要望していただきたい、私はこう思いますので、お願いいたします。

それでは、時間が参りましたので、最後に、長官に決意をお聞かせいただきたいと思ひます。

いずれにいたしましても、環境が汚染されたものをもとに戻すことは大変な時間と金がかかるわけでありまして、環境庁は各官庁の調整機関ではないわけでありまして、環境保全に對しましてはもつと積極的に、また自信を持って行政を進めていただきたい。この湖沼法が成立して、そして結果として本當に湖沼が浄化され、美しい湖が戻るようにしなかつたならば何にもならないわけですよ。地方自治体に保全計画は任せます、各官庁のいろいろな事業等にお願ひする以外にないので、この形の環境庁のいわゆる逃げでは湖沼の浄化はできません。そういった面で長官の強い決意を私はお伺ひしたいと思ひますが、どうでしょうか。

○上田國務大臣 湖沼法を成立させていたいただきましたならば、湖沼は一日も早く浄化をしていかなければならない。人間の特に飲料水にもなっておりますし、農業用水にもなっておりますし、また、その他お魚の問題もございます、これは早く浄化された、いい水をしていかなければなりません。環境庁はこれに全力を挙げてやらせていただきます。

○審田委員 終わります。

○竹内委員長 次に、中井治君。

○中井委員 先週に引き続き、残余の質問をさせていただきますが、その前に、今各党の御質疑もありません、またマスコミ等でも大変騒がれております猛毒のダイオキシンを含む2・4・5T除草剤の処分問題について幾つかの質問をいたします。

林野庁に最初にお尋ねしますが、調査の方は全国的に大体終わったと考えていいわけですか。また、その中で通達と違つた形での、過般愛媛で見

られたような処分が行われておるといふことが幾つぐらいの箇所で見つかったか、そういったことを御報告いただきます。

○小澤説明員 お答えいたします。

私どもの方の調査が既に終わったかという御質問でございますけれども、私どもの方のいたしましては全国各地に所在しております現地機関を奮勵いたしまして、実態の調査を現在まだ続行中でございます。

なお、通達違反という御質問があったわけでございますけれども、その辺の処理の方法、内容について現在調査しているところでございます。四国におきます現に報道されております宇和島営林署管内の問題、こういうのも通達違反であるかないかということもあるわけでございますけれども、このようなものを除きまして、他の各官林局におきます処理方法につきましては現在時点ではおおむね通達に適切に従つていっているというようにも考えておりますけれども、さらに、そういうものの詳細な内容につきましては現在確定を急いでいるところでございます。

○中井委員 いままで日本じゅうの調査が終わるのか、これについてお答えをいただきます。

それから、大体どのくらいの量が昭和四十六年十一月五日の林野庁長官の各官林局長あての通達によつて処理をされたのか、これらも現在わかっている範囲でお答えをいただきます。

○小澤説明員 調査がいつまでに判明するかという点につきましては、私も現在鋭意急いで調査を進めているところでございますけれども、私どもの現在の見方といたしましては来週中ぐらいには調査の結果を明らかにしなければならぬかと考えております。ただし、その場合に完全に全体の内容が必ずしも明確にならない場合があるいはあるかもしれません、そのような場合にはそのようなものはさらに続行するというようなことを仮に考えるべきかもしれませんが、少なくとも判明した部分につきましては明らかにしてまいりたいと考えているところでございます。

なお、国有林におきます2・4・5T系の除草剤の使用実績でございますけれども、昭和四十二年の年度から事業用に使用するようになしまして、使用の年度は四十二年から四十五年の四年間にわたつておるわけでありまして、なお、この期間におきます除草剤使用量につきましては、その有効成分量に換算いたしまして七十四トン程度と推定をいたしております。

○中井委員 この間も他党の議員さんから、どのくらいの量がこういう形で通達に基づいて処理をされたか、資料がない、量がわからない、こういうことだったのでありますが、現在でも変わりませんか。

○小澤説明員 処分量につきましては現在の調査と関連する問題でございます。現時点におきまして正確な数字をまだ把握、確定しておりません。

○中井委員 私どもはこの問題でなかなかわかりにくい、理解しがたい点が幾つかございます。それは、日本の官僚機構にお勤めの皆さん方は世界でも一番優秀な人たちがやっておられる、その人たちが通達に基づいて、しかも他の省庁のいろいろな事項でいけば次官通達とか長官通達というものは大変重い意味を持つておつて、環境委員会でも水保病のことに關してたびたび取り上げられるけれども、次官通達などというのは揺るがないものである、こういう格好になつておる。そういう形で出された通達に基づいて処理されたものが、どこにしまつたかわからない、幾らぐらゐしまつたかわからない、こういうことが日本の官僚機構であるのか、こう思ふわけです。

そうすると、林野庁は何か隠しているのと違ふのか、こういう悪い悪いイメージになつていくわけでありまして、承ると、四年間薬を七十数トンお使いになつておつた。すると、これは厚生省の発売禁止とか使用禁止じやなしに、林野庁が自主的にダイオキシンを含んでおるといふことで使用中にされた、こういうことかとんととて使用中で十数年たつてばこつと出てきて、それを隠そうとすればするほど疑惑を投げかけて、ある

いは地域住民に大変な不安を与えていると思うのです。

何かそういう資料がばこつと欠落するようなことがあつたのですか、それとも本當にわからないのですか。大変失礼な聞き方でありまして、けれども、もう一度お答えをいただきたい。

○小澤説明員 先生のおっしゃいますように、当時の情勢といたしましては、この除草剤、疑問を持たれたわけでございます。要するに、毒性の疑いありということと使用中を中止すべきではないかという意見が非常に強かつたということで、昭和四十六年四月にとりあえず中止指令を出しました。そして、これはまさに私どもの独自の判断でございまして、その時点において農薬登録取り消し等の処置があつたわけではございませんで、まさに一方においてはそういう農薬登録ということがありながら、私どもとしてはまず使用中を中止するという事態でございました。

その後、それに引き続きましてそれを嚴重に保管しなければならぬということになりまして、まず保管通達を指令いたしまして、そして、その後の十一月に至る期間においてその適正な処置をしなければならぬということであつたわけでございますけれども、この辺につきましては関係省庁とも打ち合わせをいたしまして適正な処置に努めるということでございますが、いずれにいたしましても、突然の中止というやうなこともありまして、各現地機関はそのころその処置が非常に大変であつたろうと私も考慮しておるわけでございます。ただし、その後の処置経過等につきましては、これは官庁でもございましてから適当にということでは決つてございまして、その処置につきましては文書等のやりとりもあり、どこにどう処置したかということなどは当時それぞれ報告もいたしたところでございまして、私も、私も今回その辺の資料につきましてはいろいろ究明しましたところ、当時の書類というものは保存期間が五カ年ということですのでその後すべて廃棄されていふということも判明したわけでございますが、そ

うことで書類等が手元にならないということで今回再調査せざるを得なくなったわけでございまして、決して私どもが当時の事実等を——それが現実に不明確であるという実態から現在調査を進めているところでございます。

○中井委員 今御答弁にありました関係省庁と相談をしてこういう処分をしたのだということとはどの官庁を具体的に指し示すのか、お答えをいただきたい。

それと同時に、私の手元に昭和四十六年四月十七日に農林省の農政局長が出された文書がございまして、これは「有機塩素系殺虫剤等の処分について」という文書でございまして。そのエの項に「やむをえず砂質土壌の場所に埋没する場合は石油かん等に密閉するか厚手のビニール袋につめ、袋の口をよくおりまげて埋没すること。」という文書があります。林野庁長官が出された通達も四月十九日ということでございまして。それには、厳重保管ということが書いてあるわけでございまして。そして、土壌やらコンクリートにまぜてというものが半年後の十一月に出されておる。

今のお話を聞きますと、使用中止にして、そして処理方法について各官林局がこの有機塩素系の殺虫剤の処理の中の項を見て地元の役所等と相談をしながらああいう処分をいんだということでも埋めちゃった、その後長官通達が出たけれども、もういいじゃないかという形ではたらかしたというのが真相のように私は推察するのであります。大体そういうふうなことをいいたいかどうか。あるいは、そういうことであるならば、そういう形で処理をした官林局が幾つかあるのか。もう十何年前のことです。罰するとかというところでなしに、逆にどういう処理をしたかを早く明らかにして、そして影響があるかないかを調べる方が大事なんです。そういうことを急がれるべきだと私は思うのですが、いかがですか。

○小澤説明員 第一点の関係機関との打合わせ等でございすけれども、これは明確な記録が残っているわけではございまして、当時の担当者からの聞き取り等ということでございす。厚生省の業務関係の部局、それから農林水産省におきましては、当時は農政局の植物防疫関係、それから各試験研究機関で農薬等を扱っているところがございます。そういう試験研究機関、そういうところから種々打ち合わせを行っているわけでございす。

それから、第二点目の林野庁長官の十一月の処理通達が出る以前に処理をした問題につきましては、そのときに処理通達があったということ、その前に、なぜ急いだかという問題がございすけれども、これも聞き取り等によりまして、四月に中止指令を出しまして保管を命じたわけでございすけれども、保管中に容器が腐食して薬剤が流れ出すんじゃないかというようなこととか、盗難のおそれがないかとか、当時いろいろなことが議論されたようでございす。そのようなことから処理を急ぐという事態が一部において発生したと見られるわけでございすけれども、その場合に、先ほど先生がおっしゃいました四月に出ております一般の他の農薬の処理の通達もあるわけでございす。そこで当時そういう他の農薬の処理の手法というものを参考にすること、それから今回の四国の例について調べてみますと、当然関係機関とも相談をし、地域の保健所の技術的な指導も受け、その処置をしたというように推定いたしております。

それからなお、三点目でございすけれども、いずれにいたしましても、私も、地域の不安を引き起こすというふうなことはございす。これは大変重要と考えておりますので、そのようなことのないように必要な箇所につきまして種々検査を行うなど、その点につきましては、現在関係の機関とも御連絡を密にとりながら今後適切な対応をいたしてまいりたい、かように考えているわけでございす。

○中井委員 先ほど申しましたように、地域住民の不安を一刻も早く解消するというのが先決です。だから、それがやっとなか、どうだったとか、労働組合の対決だとか何だとか、そんなことは抜きにして、できる限り早く調査をされて、そして住民の健康に対する影響等も早く調査を終えて安心をさせていただきますように繰り返して要望いたしておきます。

それでは、湖沼法の残りの問題に簡単に触れさせていただきます。

法案の中に地域の指定という問題がございす。この地域の指定をどのような範囲でされようとお考えになっておられるのか。特に河川の範囲ということについては御質疑もあつたように思いますが、確認の意味でお答えをいただきます。

○佐竹政府委員 法律の三二条によりまして、「指定湖沼の水質の汚濁に係る」と認められる地域」というふうに規定されております。私どもは、この関係のある地域というのは原則的にいわゆる集水域、こういうふうな考えているわけでございす。

○中井委員 河川管理者と相談をする、こういうことが何か所か出てくるわけでございす。この地域の指定をする場合に、当然建設省あるいは都道府県、こういった河川管理者との相談が行われる、このように理解してよろしいですか。

○佐竹政府委員 湖沼法の運用全般につきましては、指定湖沼そのものが河川でやっていると見ても、指定湖沼の指定につきましては、法律上は特に協議せよという要件とはなっておりません。

○中井委員 そうしますと、この集水域が指定をされて計画の中で規制値が当てはめられていく。過般の質問と答えるわけでありまして、これらのそれぞれの集水域は、例えば東京湾、瀬戸内海、伊勢湾に注ぐような流水域域であれば既にいろいろな意味での規制値があるわけですね。この湖沼法でとられる規制値は規制値というのは、琵琶湖の問題、霞ヶ浦の問題にしても大変緩やかな規制値が考えられているような話を私どもは承っている。そうしますと、琵琶湖においても霞ヶ浦においてもあるいは河川においても、こ

の法案に対する地方自治体の実効的なもう既に行われておる上乗せというものが存在する格好になると思うのです。もう先に対策がほとんど行われておる、後からあえてこの委員会でもつくれつたというところで私も質問する、環境庁も必死になつて御努力いたしたく、その法案がでさう上がつてみたら規制値的には随分少ないものになる、こういうことではいささかという感じがございす、いかがですか。

○佐竹政府委員 問題は二つあるかと思ひまして、窒素、磷の規制につきましては、これは湖沼対策として非常に重要でございまして、これにつきましては、たゞいま御指摘ございましたように、既存の条例でやられている規制値に比べてまして全国規制値というのはいやや緩やかになるわけでございまして、これは上乗せということになります。この湖沼法に基づく規制は負荷量規制、つまり濃度掛ける水量ということで、一日当たり何キログラムまで排出できるかといういわば総量規制的な意味での規制をかけるわけでございす。このような規制の仕方については現在この都道府県でもやっていないわけでございまして、ただ問題は、そのような規制は新增施設に限って規制される、この点が問題があるんではないかという御指摘もあろうかと思ひますが、一応そのような仕組みになつておりますので、一概に県の行っている規制の後追いをするというようなことにはならないと私は考えております。

○中井委員 そうすると、過般お尋ねをいたしました窒素、磷の当てはめの問題がございすけれども、あれが決まりまして水濁法の中へ盛り込まれる、こういうことでございす。この流域にも窒素、磷の規制値というものを当てはめていく、そういうふうな考えていいですか。

○佐竹政府委員 窒素、磷の規制は、湖沼及びその集水域について窒素、磷の規制をやるということになりまして、まさに先生のおっしゃられたとおりでございす。

○中井委員 通産省にお尋ねをいたします。

この法案が前回廃案になりました、今回新しく前回と同じ形で再提出をされた中で、私どもは即刻国会の冒頭から出されるものと考えておりましたところ、随分遅くなって提出をされました。その間通産省と環境庁とでいろいろと調整が行われたと聞いております。過般の委員会が質問をいたしましたところ、環境庁の方から窒素、燐の問題である、そして環境庁と通産省とで、中公審の答申を待つてその数値を水濁法の中へ湖沼の規制値として当てはめていくんだ、こういう了解に達した、そのために時間がかかった、こういうふうな御答弁をいただいたわけですが、通産省、間違いないですね。

○廣瀬説明員 御承知のとおり、湖沼の水質保全につきましては、有機汚濁あるいは富栄養化の問題が非常に相互に相まって湖沼の汚濁を形成するものでございまして、法案の検討の過程で窒素、燐を含めました富栄養化問題につきまして議論を行いましたことは事実でございます。

○中井委員 環境庁に承りますが、琵琶湖の総合計画の中で水源としてお使いになっている大阪や京都からお金をいただく、こういう形で実施されているわけでございます。私どもの郷里でも、実は大阪湾へ流れる淀川の最上流になっておりますある地域で溪谷をぶち抜けばほとんど水がつかなくなるのですけれども、それをやりますと淀川水系の堤防に大変な迷惑をかけるので我慢をする、そのかわりその我慢賃としてというような形のいろいろな工事、対策がとられているわけでありま

す。

湖沼の場合には、それぞれ湖沼によって汚濁の原因というものは別でありましょうけれども、流域全体を指定する場合には当然県も遠くは行政区間も違つてようか、こう考えるわけでありまして、そして、この計画のもとにいろいろな事業をやらうと思えば大変なお金がかかっていくのは議論のあったところでありまして、そういうときに、きちつと規制を何年後からしていけばいいということであるならばまあそういう金銭的な負担という

ことは考えられないでしょうけれども、御答弁のありましたように、新設の工場だけだ、あるいは規模はどうだとかいろいろあるわけでありまして、そういう意味で、集水域全体から湖沼をきれいにするためのいろいろな負担、こういったものをお考えになる、こういう発想はありませんか。例えば中公審では監視をする、あるいは水質の汚濁について見る、こういうことについての負担を考えるべきだとかいろいろの意味で負担について提言をしているわけでありまして、しかし、残念なことに、この法案の中には環境庁の今置かれておる状況もあって金銭面についてはなかなか盛り込めない。発想的には、私の言ったような形での発想というものがあられるのかどうか、環境庁のお考えをお尋ねいたします。

○佐竹政府委員 湖沼の富栄養化防止のために窒素、燐が除去される、その結果下流の上水道の浄化経費がかなり節約されるわけで、そういうメリットがあることは確かでございます。そういうことを前提にいたしまして、受益県と費用負担県との間でお話し合いがなされ、妥当な負担額を決めいただくということは湖沼対策の観点から見ても好ましいことではないか、かように考えているわけでございます。現に、他県に非常に大きな流域を持つておられます相模川とか多摩川につきましましては関係都府県の間でそのような協議が行われておるといふふうに承知しております、私どもも湖沼水質浄化の観点から大変結構なことではないかと考えております。

○中井委員 通産省にお尋ねいたしますが、通産省の工業用水課の方でアクアル・ネッサンスというのですか、大変名前の大きな計画に取り組まれて、下水あるいは排水の処理に画期的な方法で取り組もうとされておる、こういうふう聞いておられますが、この計画が今どういう状態になっておるか、どうい段階にあるか、御説明をいただきます。

○横谷説明員 通産省の工業用水課でございます。ただいま先生御質問のございましたアクアル

ネッサンス計画という計画でございますが、現在下水あるいは排水を処理する方法といたしましては、いわゆる活性汚泥法というものを中心として処理が確立しているわけでございますけれども、最近いろいろな分野で新しい技術が芽生えておりまして、これは水処理の分野でも例外ではございません。その中で特に私ども注目しておりますのがバイオテクノロジー、いわゆる遺伝子工学、微生物工学、それからもう一つは膜分離技術、こういうような新しい技術があるわけでございまして、これらを組み合わせることによって新しい総合的な水処理システムができるのではないかと、こういうふうにお考えをいただいております。

私どもの計画といたしましては、この新しい組み合わせによりまして処理水の水質を向上させることが可能でございますので、環境負荷を軽減させる、あるいは水の再利用といったものにも使えるのではないかと、なおかつ、この新しいプロジェクトは非常にコンパクトで省エネルギー型というメリットもございしますので、この開発を進めていくところでございます。ただいま先生名前についてのお話もございましたけれども、アクアルというのは水でございますし、ルネッサンスは復興ということ、私ども水の総合的な再生利用という期待を込めてこういう名前をつけているわけでございます。

現在の私どもの準備状況でございますけれども、実は五十九年度から工業技術院傘下の試験研究所を動員いたしまして基礎的な研究開発に着手しておりますが、こういうシステムの開発というのは非常にお金と時間がかかるものでございまして、私どもでも得れば、通産省に大型プロジェクト開発制度という制度がございまして、ここに移しますと現在以上に資金の投入が可能になるわけでございますので、五十九年度は今のよう形で行いまして、六十年年度から得ればこの大プロジェクトに移しまして本格的な開発に着手したい、こういうことで現在省内で検討中でございます。いずれにいたしましても、これがうまくいくた

めには産業界あるいは学界、官界、そういうところの総力を挙げて取り組まなければならぬと思っております。私ども、その覚悟でこれからも努力してまいりたい、こういうふうに考えております。

○中井委員 最後に、大臣に申し上げてお答えを賜りたいと思いますが、二回にわたつて質問をさせていただきまして、また、ここ数年間の経過を知り一員としてこの湖沼法がいよいよ採決のところまで来たということについては大変感慨深いものがあります。しかし、私どもは法案の賛否をめぐりましていろいろと議論をいたしました。先ほど春田先生のお言葉にもありましたけれども、ないよりましという大変失礼でありますけれども、そういった気持ちも含めての賛成ということでございます。その点をこの委員会の質疑を通じて大臣は十分御認識をいただいたと思います。問題点がどこにあるかもよく御承知であろうかと思ひます。そういうことを踏まえて、この法案をつくったということだけではなしに、湖沼対策に全力を挙げてお取り組みをいただく、こういう御決意をお聞かせいただいて、質問を終わりたいと思ひます。

○上田国務大臣 お答え申し上げます。

この法案、お通しをいただきましたならば、環境庁は、公害対策会議に各湖沼の計画をかけまして、そして各省に十分に、大臣にも理解をいただいて、私どもはその推進、これはもう懸命にやらさせていただきます。

○中井委員 終わります。

○中村（茂）委員 議事進行に関する動議を提出いたします。

先般来、内閣提出及び日本社会党・護憲共同提出の湖沼関係二法案の審議を進めてきたのでありますが、両案に対する質疑も事実上終局したと考えられます。

つきましては、両案の議事を進めるに当たり、内閣提出案に先立ち、日本社会党・護憲共同提出に係る湖沼環境保全特別措置法案を議題として、

その審議を進められんことを望みます。

○竹内委員長 中村茂君提出の動議を採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内委員長 起立少数。よって、本動議は否決いたしました。

○竹内委員長 内閣提出、湖沼水質保全特別措置法案を議題といたします。

質疑の申し出がありませんので、本案の質疑は終局いたします。

○竹内委員長 委員長の手元に、藤田スミ君より本案に対する修正案が提出されております。

提出者より趣旨の説明を求めます。藤田君。

湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案

(本号末尾に掲載)

○藤田(ス)委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案の提案理由及びその内容の説明を行います。

湖沼は、言うまでもなく、我が国の豊かでおいしい水の供給源であるとともに、その美しい景観と自然はかけがえない国民の憩いの場となり、また、特産の水産資源を持つなど、その環境の保全は極めて重要な課題であります。

しかし、政府・自民党による高度経済成長政策以降、大企業本位の水源政策、また、湖沼周辺の無計画な市街化の進行、それと相まった下水道整備のおくれなどによって湖沼の環境は悪化の一途をたどっております。そして、湖沼における水質の環境基準の達成率は現在約四〇％にまで落ち、各地で水道が臭を放ったり、特産の水産資源が

危機に瀕するなどの事態が起き、湖沼とその周辺の美しい自然の破壊も進んでいます。

今回政府が提出した湖沼水質保全特別措置法案は、こうした湖沼の環境の深刻な状況に比するならば、水質の面では現行の水質汚濁防止法の一定の改善にはなるものの、中公審の答申からは大幅に後退、極めて不十分なものとなっています。

その主な点は、第一に、本法の内容が水質保全に限定され、開発や埋め立ての規制など環境保全の措置が欠落している点であり、その第二は、水質保全の面でも窒素、磷など富栄養化対策が明示されていない上、湖沼特定施設の設置も許可制ではなく届け出制になっているなど、その対策が不十分な点であり、そして最後に、水質を保全する上で極めて重要な下水道の整備等に対する国の財政上の特別措置が全く見送られている点であります。

我が党の修正案は、これらの点を是正、湖沼の水質と周辺環境を一体のものとして湖沼全体の環境を守ろうとするものであり、以下その主な内容を御説明いたします。

第一は、名称を湖沼水質保全特別措置法案から湖沼環境保全特別措置法案へと変更することであり、

第二は、湖沼環境保全基本方針及び湖沼環境保全基本計画は環境の保全を最優先として策定することとしている点であります。

第三は、環境保全の具体的措置として、指定湖沼においては湖沼水辺環境保全地区を設け、開発の規制を行うこと及び埋め立て、干拓は原則的に禁止とし、これを厳しく規制するという点であります。

第四は、湖沼特定施設は届け出制ではなく許可制とすること及び窒素、磷の対策など富栄養化対策の実施を明示することなど、水質保全対策を強化するという点であります。

第五は、下水道の整備など、地方公共団体が湖沼環境保全計画に基づいて実施する事業については、国が特別の財政的措置をとることを明示して

いる点であります。

以上、慎重に御審議の上、速やかに可決されま

すようお願い申し上げます。

○竹内委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

○竹内委員長 これより本案及び修正案を一括して討論に付するものでありますが、別に討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

湖沼水質保全特別措置法案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、藤田スミ君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、原案について採決いたします。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○竹内委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○竹内委員長 次に、ただいま議決いたしました本案に対し、戸塚進也君、中村茂君、春田重昭君、中井治君及び藤田スミ君より附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

まず、提出者から趣旨の説明を聴取いたします。

戸塚進也君。

○戸塚委員 私は、ただいま議決されました湖沼水質保全特別措置法案に対する附帯決議案につき、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

決議(案)

政府は、本法の施行に当たつて、次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 湖沼水質保全基本方針の策定に当たつては、湖沼の水質及びその周辺の自然的環境を一体のものとして保全することの重要性に十分配慮すること。

二 指定湖沼の指定に当たつては、都道府県知事の意向を十分尊重し、適切に指定が行われるよう配慮すること。

三 湖沼水質保全計画の実施に当たつては、下水道、し尿処理施設、農業集落排水施設等生活排水処理施設の整備その他の湖沼の水質の保全に資する事業が円滑に実施されるよう、指定地域に対する重点配分等財政的援助を強化すること。

四 湖沼の富栄養化防止対策を推進するため、速やかに、リン、窒素の環境基準のあてはめ及び排水基準の設定を行うこと。

五 湖沼の生態系の把握、淡水赤潮及びアオコ等の発生機構の究明等に関する調査研究を推進すること。

六 湖沼が主要な水道水源となつて実情にかんがみ、医学、生物学部門を含めた総合的な調査研究体制を確立すること。

七 湖沼周辺の自然環境保全を図るため、現行関係法令等諸制度を積極的に活用するとともに、必要に応じて施策の拡充強化に努めること。

八 湖沼周辺地域の都市計画及び埋立・干拓については、乱開発を防止し、自然環境及び景観との調和に留意した計画を策定し、実施すること。

以上であります。その趣旨につきましては案文中に尽くされておりますので、説明を省略させていただきます。

何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。以上であります。(拍手)

○竹内委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

〔賛成者起立〕

○竹内委員長 起立総員。よって、本案については、戸塚進也君外四名提出の動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○上田国務大臣 本法案の御審議をお願いいたします。熱心な御討議をいただきまして、たゞいま議決されたことを深く感謝申し上げます。

審議中における委員各位の御高見につきましては、今後、その趣旨を生かしまして、たゞいま御決議になりました附帯決議につきましてもその趣旨を尊重して善処してまいりたいと存じます。

ここに本法案の審議を終わるに当たりまして、委員長を初め委員各位の御指導、御協力に對しまして深く感謝の意を表する次第でございます。

○竹内委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました本案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任をお願いいたしますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○竹内委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○竹内委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時二十二分散会

湖沼水質保全特別措置法案に対する修正案
湖沼水質保全特別措置法案の一部を次のように修正する。

題名を次のように改める。

湖沼環境保全特別措置法案

目次中「指定湖沼の水質を」を「指定湖沼環境に」、「第二十五条」を「第二十七条」に、「第二十六条」を「第二十八条」に、「第三十二条」を「第三十四条」に、「第三十三条」を「第三十五条」に、「第三十八条」を「第四十条」に改める。

本則（第二条第一項、第三条第二項、第七条第一項、第十二条第二項、第十三条、第十四条、第十五条第一項、第二十四条から第二十六条まで、第二十七條第一項及び第三十二條を除く。）中「湖沼の水質を」を「湖沼環境に」、「湖沼水質保全基本方針」を「湖沼環境保全基本方針」に、「指定湖沼の水質」を「指定湖沼環境に」、「湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼環境保全特別措置法」に改める。

第一条中「水質の汚濁に係る環境基準の確保」を「湖沼環境の保全に関する施策を講ずること」に、「ついで水質」を「ついで湖沼環境」に、「策定及び」を「策定」に、「を行つ」を「湖沼水質環境保全地区の指定」に改める。

第二条第一項中「湖沼の水質を」を「湖沼及びその周辺の自然環境が一体となつて構成する湖沼環境」に、「湖沼水質保全基本方針」を「湖沼環境保全基本方針」に改める。

第二条第三項中「湖沼が」を「湖沼環境が」に、「湖沼の有する治水、利水、水産その他の公益的機能に十分配慮しつつ、湖沼の特性及び汚濁原因に応じた均衡ある水質保全対策」を「その保全を最優先とする湖沼環境保全対策」に改める。

第三条第一項中「内閣総理大臣」を「環境庁長官」に改め、「推移等」の下に「及び当該湖沼の周辺の自然環境の悪化等」を加え、「水質の保全」を「湖沼環境の保全」に、「指定すること」ができる」を

「指定するものとする」に改める。

第三条第二項中「内閣総理大臣」を「環境庁長官」に、「指定湖沼の水質の汚濁」を「指定湖沼環境の保全」に改める。

第三条第三項中「内閣総理大臣」を「環境庁長官」に改める。

第三条第五項を削り、同条第六項中「内閣総理大臣」を「環境庁長官」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項を同条第六項とする。

第四条第三項第三号中「規制」の下に「（富栄養化の防止のための規制を含む。）」を加える。

第四条第四項中「内閣総理大臣の同意を得なければならぬ」を「その内容を環境庁長官に報告しなければならない」に改め、同条第五項を削り、同条第六項を同条第五項とする。

第四条第七項中「前三項」を「前二項」に改め、同項を同条第六項とする。

第七条から第十二条までを次のように改める。

（湖沼特定施設の設置の許可）

第七条 指定地域において工場又は事業場から公共用水域（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第一項に規定する公共用水域をいう。以下同じ。）に水を排出する者は、同条第二項に規定する特定施設（第十三条の規定により当該特定施設とみなされる施設を含む。第十五条第一項、第二十五条及び第三十四条条において同じ。）で政令で定める施設以外のもの（以下「湖沼特定施設」という。）を設置しようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 工場又は事業場の名称及び所在地

三 湖沼特定施設の種類の

四 湖沼特定施設の構造

五 湖沼特定施設の使用方法

六 湖沼特定施設から排出される汚水又は廃液（以下「汚水等」という。）の処理の方法

七 排水（湖沼特定施設を設置する指定地域内の工場又は事業場から公共用水域に排出される水をいう。以下同じ。）の量（排水系統別の量を含む。）

八 排水の汚染状態（排水系統別の汚染状態を含む。）その他総理府で定める事項

3 前項の申請書には、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を添付しなければならない。

4 都道府県知事は、第一項の許可の申請があつた場合には、遅滞なく、その概要を告示するとともに、前項の書面をその告示の日から三週間関係市町村の住民の縦覧に供しなければならない。

5 都道府県知事は、前項の告示をしたときは、当該湖沼特定施設を設置に係る湖沼環境の保全について、他の関係都道府県知事、関係市町村長及び関係市町村の住民の意見を聴かなければならない。

6 第三項の事前評価に関し必要な事項は、総理府令で定める。

（湖沼特定施設の設置の許可の基準）

第八条 都道府県知事は、前条第一項の申請に係る湖沼特定施設が次の各号のいずれかに該当するものであると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 廃棄物の処理を目的とする工場又は事業場に係るものであること。

二 当該湖沼特定施設からの汚水等の排出が湖沼環境を保全する上において著しい支障を生じさせるおそれがないものであること。

2 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請に係る湖沼特定施設が前項第一号に該当する場合においても、同条第一項の許可については、当該湖沼特定施設を設置することが環境に及ぼす

影響について十分配慮しなければならない。

(湖沼特定施設に係る経過措置)

第九條 一の施設が湖沼特定施設となつた際現に指定地域においてその施設を設置している者(設置の工事をしていない者を含む。以下この項において同じ。)又は一の地域が指定地域となつた際現にその地域において湖沼特定施設を設置している者であつて排水を排出するものは、当該施設について第七條第一項の許可を受けたものとみなす。

2 前項の規定により第七條第一項の許可を受けたものとみなされた者は、当該施設が湖沼特定施設となつた日から三十日以内に、総理府令で定めるところにより、同条第二項各号に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(湖沼特定施設の構造等及び氏名等の変更)

第十條 第七條第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、総理府令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、総理府令で定める軽微な変更については、この限りでない。

2 前項の許可を受けようとする者は、総理府令で定める事項を記載した申請書を都道府県知事に提出しなければならない。

3 第七條第三項から第六項まで及び第八條の規定は、第一項の許可の申請があつた場合に準用する。

4 第七條第一項の許可を受けた者は、第一項ただし書の総理府令で定める軽微な変更をしたときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

5 第七條第一項の許可を受けた者は、その許可に係る同条第二項第一号、第二号若しくは第八号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその許可に係る湖沼特定施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を都道府

県知事に届け出なければならない。

(承継)

第十一條 第七條第一項の許可を受けた者からその許可に係る湖沼特定施設を譲り受け、又は借り受けた者は、当該湖沼特定施設に係る当該許可を受けた者の地位を承継する。

2 第七條第一項の許可を受けた者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該許可を受けた者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第七條第一項の許可を受けた者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

(違反に対する措置命令)

第十二條 都道府県知事は、第七條第一項の規定に違反して湖沼特定施設を設置した者又は第十條第一項の規定に違反して同項に規定する事項を変更した者に対して、当該湖沼特定施設の除却、操業の停止その他当該違反を是正するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができ

る。

第十三條を削る。

第十四條中「汚水又は廃液」を「汚水等」に改め、

「第六條第一項及び」を削り、「湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼環境保全特別措置法」に改め、「同項中」を削り、同条を第十三條とする。

第十三條の次に次の一条を加える。

第十四條 水質汚濁防止法第五條から第十條まで、第十一條第一項から第三項まで及び第二十三條第三項から第五項まで(同法第五條、第七條、第八條、第八條の一、第十條及び第十一條に係る部分に限る。)並びに海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律(昭和四十五年法律第百三十六号)第三十七條第一項の規定は、指定地域において湖沼特定施設を設置する工場又は事業場から排水を排水する者に係る当該湖沼特定施設については、適用しない。

2 指定地域における水質汚濁防止法第二十二條

第一項の規定の適用については、同項中「この法律」とあるのは、「この法律(湖沼環境保全特別措置法(昭和五十九年法律第 号)第七條から第十二條までの規定を含む。)」とする。

第十九條第二項を次のように改める。

2 都道府県知事は、前項の基準を定めるときは、公示しなければならない。これを変更し、又は廃止するときも同様とする。

第二十二條後段を次のように改める。

この場合において、第二十條第三項中「第十五條第一項の規定による届出」とあるのは「第七條第一項の規定による許可」と、「第十七條第一項の規定による届出」とあるのは「第十條第一項の規定による許可」と読み替へるものとする。

第二十三條第一項中「第七條第一項の政令で定める項目のうち政令で定める項目」を「同法第二

條第二項第二号に規定する項目のうち化学的酸素要求量その他の項目で指定湖沼ごとに政令で定めるもの」に改める。

第二十三條第二項中「水質汚濁防止法第四條の二第二項後段の例に準じて」を「当該指定湖沼に流入する水の汚濁負荷量の総量が水質環境基準(公害対策基本法(昭和四十二年法律第百三十二号)第九條第一項の規定による水質の汚濁に係る環境上の条件についての基準をいう。)を確保する見地から許容される汚濁負荷量の総量となるように削減目標量を」に改める。

第二十三條第六項中「第十四條」を「第十三條」に改める。

第三十八條中「第十七條第二項」を「第十條第四項若しくは第五項、第十一條第三項、第十七條第二項」に改め、同条を第四十條とする。

三十六條とし、同条の前に次の一条を加える。

第三十五條 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第七條第一項又は第十條第一項の規定に違反した者

二 第十二條の規定による命令に違反した者

第三十三條を削る。

第四十條中第三十二條を第三十四條とし、第三十一條第一項中「同条第七項」を「同条第六項」に改め、同条を第三十三條とし、第二十八條から第三十條までを二条ずつ繰り下げる。

第二十七條に見出しとして「(資金のあつせん等)」を付し、同条第一項中「指定湖沼の水質の汚濁の防止」を「指定湖沼環境の保全」に改め、同条を第二十九條とし、同条の前に次の一条を加える。

(国の負担又は補助の特例)

第二十八條 国は、地方公共団体が湖沼環境保全計画に基づいて実施する事業に必要な経費については、別に法律で定めるところにより、負担し、又は補助するものとする。

第二十六條の前の見出し及び同条を削る。

第二十五條を削り、第二十四條を第二十五條とし、第三章中同条の次に次の二條を加える。

(湖沼水辺環境保全地区)

第二十六條 都道府県は、条例で定めるところにより、指定湖沼の湖岸及びその周辺の土地で樹林地、草地、湿地その他自然的環境が維持されているものの区域を湖沼水辺環境保全地区として指定するものとする。

2 湖沼水辺環境保全地区内において工作物の新築、土地の形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取その他の行為をしようとする者は、都道府県が条例で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければならない。

(埋立て等の規制)

第二十七條 形道府県知事は、指定湖沼における公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二條第一項の免許又は同法第四十二條第一項の承認をしてはならない。ただし、次の各号に該

当する場合は、この限りでない。

一 埋立地又は干拓地の用途が公園、緑地その他の公共性を有する施設の用地である場合又は公害防除のための施設の用地である場合

二 指定湖沼環境の保全上著しい支障を及ぼさないと認められる埋立て又は干拓である場合

第二十五条の前に次の一条を加える。

(富栄養化による被害の発生防止)

第二十四条 都道府県は、指定湖沼の富栄養化による生活環境に係る被害の発生を防止するため、条例で、当該指定湖沼に係る指定地域において排出される排水について、磷、窒素その他の政令で定める物質による水の汚染状態に関する許容限度を定め、必要な規制を行わなければならない。

2 前項の許容限度は、別に法律で定める基準以上のものでなければならない。

附則第二項を削り、附則第三項を附則第二項とし、附則第四項中「湖沼水質保全特別措置法」を「湖沼環境保全特別措置法」に改め、同項を附則第三項とする。

昭和五十九年五月二十九日印刷

昭和五十九年五月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局